

DBにおける2026年度の「下限予定利率」・「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について

2026年3月31日付で、DBにおける「下限予定利率」および「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」が告示※されました。

※厚生労働省告示 第150号、第151号

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

【内容】

- I. DBにおける、2026年度の「下限予定利率」について
- II. DBにおける、2026年度の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く。)]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2026. 3. 31 日本生命保険相互会社 団体年金部 発行(日本-年基-202604-170-0005-D)

I. DBにおける、2026年度の「下限予定利率」について

ODBにおける「下限予定利率」(※1)は、財政計算の基準日が2026年度中となる場合、**0.6%**になることが示されました。

【「下限予定利率」の推移】

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予定利率	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.6%

※1「10年国債の応募者利回りの直近5年平均」と「10年国債の応募者利回りの直近1年平均」のいずれか低い利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

II. DBにおける、2026年度の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について

ODBにおける「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」(※2)は、最低積立基準額を算定する際の基準日が2026年度中となる場合、**1.64%**(※3)になることが示されました。

【「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移】

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
予定利率	0.66%	0.71%	0.86%	1.17%	1.64%

※2「30年国債の直近5年平均」の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

※3 当予定利率に、0.5%以内の数値を加減して得た率を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です(「最低積立基準額のイメージ図」を参照)。ただし、基金型DBは代議員会の議決、規約型DBは労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得る必要があります。

